

観光コンテンツ開発調査業務委託
公募型プロポーザル仕様書

平成28年3月

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ

1. 業務名称

観光コンテンツ開発調査業務委託

2. 業務の目的

平成28年度において“ロングランイベント”を一つの観光コンテンツと位置付けるとともに、その核となるイベント内容に『アート』というジャンルを選定し、“アート作品の展示”を主体とした新しいロングランイベントの実施を検討しています。

本プロポーザルでは、多種多様に存在する“アート作品”、それを創造する「アーティスト」や「クリエイター」等への出品意欲、作品を長期間にわたり展示するイベントの実施可能性や誘客効果等について、市場調査・研究・検証を行うとともに、その実現に向けてのスキームや基礎づくり（市民等の参画）の可能性の摸索を目的として、公募により事業者選定を実施するものであります。

3. 本業務実施後における今後の方向性

今後、「観光コンテンツ開発調査業務委託（以下、本業務という。）」の結果によって、ロングランイベントの内容に「アート」というジャンルを据え、新たな観光コンテンツとしていくための事業実施を検討していくこととなりますが、ロングランイベントの実施（アートの観光コンテンツ化）に係る業務の委託（以下、新規業務という。）については、本業務からの連続性等が重視されることから、本業務を受託した事業者と優先的に交渉していく予定としています。

なお、新規業務の実施については、予算措置が前提となることから、その発注（契約）を確約するものではありませんので、ご注意ください。

4. 業務の期間

契約日から平成28年10月31日までとします。

（※ただし、採用した受託事業者の提案内容により変更する場合があります。）

5. 企画提案内容及び業務内容

① 企画提案内容

ア 「アート」という観光コンテンツに対する誘客効果について、市場調査方法と調査範囲や研究する他事例の選定、並びに調査結果等の検証方法。

イ アート作品等の展示における出品（制作／創作）者側となるアーティストやクリエイター、美術系大学・専門学校等の選定、出品意欲に訴求するためのアプローチ方法。

ウ 「アート」を観光コンテンツとして活用することに関して、市民等（地元）の意見を検証結果に反映させるための方法。

エ 検証結果を受けて、「アート」を活用したロングランイベントの実現可能性がある場合における事業実施概要と当該事業実施に係る費用等

オ 本業務に係るスケジュール等の提示。

カ 企画提案にあたっては、「提案書（様式2）」のほか、業務内容や具体的なイメージ等を説明するため、写真やイラスト等を使用した添付資料を用いることも可とします。（ただし、用紙規格はA4版とします。）

キ 企画提案内容に関する詳細については、本仕様書の11に定める問合せ先へご連絡ください。

② 業務内容

ア 稚内観光活性化事業プロポーザル審査会において選定した優先交渉事業者と企画・仕様等について調整、協議のうえ、提案内容に沿った観光コンテンツ開発調査業務を実施することとします。

イ 業務完了後、「業務完了（成果）報告書」を提出するとともに、業務実施に係る分析・検証結果について添付資料として提出することとします。

ウ 受託者は本業務に関して一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合にあっては、稚内市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとします。

5. 委託料の上限額

委託料の上限額は4,000,000円（消費税含む。）とします。

なお、契約後の委託料額には業務実施に係る全ての費用が含まれるとともに、稚内市との打合せ等に要する費用も含むものとします。

6. 業務の適正な実施に関する事項

① 関係法令の遵守

本件業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとします。

② 個人情報の保護

本件業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、稚内市個人情報保護条例（平成12年条例第48号）及び稚内市個人情報保護条例施行

規則（平成13年規則第3号）、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。

③ 守秘義務

本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、業務完了後であっても同様とします。

7. 著作権の譲渡等

① 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定される権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引き渡し時（業務完了（成果）報告書の提出時）に稚内市に無償で譲渡するものとします。

② ①に関して、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者と書面による契約により、当該著作権を受託者に譲渡させるものとします。

ア 受託者の従業員等

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又は従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

③ 成果物が著作物に該当する場合において、受託者は稚内市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意するものとします。また、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとします。

④ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、稚内市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとします。また、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができるものとします。

⑤ 受託者及び関係者は、前③及び④に該当する場合、稚内市及び稚内市が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとします。

- ⑥ 成果物の制作等に関して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は契約後の委託料額に含むものとします。

8. 損害賠償

- ① 受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して稚内市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ② 賠償すべき損害額は、別途協議のうえ、定めることとします。
- ③ 受託者が委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとします。ただし、その損害の発生が稚内市の責めに帰すべき理由による場合は、稚内市の負担とします。

9. その他

本仕様書及び本件実施要領、又は契約書に明示なき事項または業務遂行上疑義が生じた場合には、両者協議により本業務を進めるものとします。

10. 問合せ先

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ／担当：阿部

TEL：0162-23-6468【直通】 FAX：0162-23-7999

Mail：kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp